

青森県報

第三千九百六十八号

平成二十七年

三月十一日
(水曜日)

目次

告 示

国定公園に関する公園事業の決定	……………	(自然保護課)	…	一
介護保険法による居宅サービス事業者の指定	……………	(高 齢 福 祉 保 険 課)	…	一
介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サービス事業の廃止の届出	……………	(同)	…	二
介護保険法による指定居宅介護支援事業者の居宅介護支援事業の廃止の届出	……………	(同)	…	二
介護保険法による介護予防サービス事業者の指定	……………	(同)	…	二
介護保険法による指定介護予防サービス事業者の介護予防サービス事業の廃止の届出	……………	(同)	…	三
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定の辞退	……………	(障害福祉課)	…	三
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療機関の指定	……………	(同)	…	三
基本測量の終了	……………	(監 理 課)	…	四
道路の区域の変更	……………	(道 路 課)	…	四
道路の供用の開始	……………	(同)	…	五
建築基準法による指定確認検査機関の指定の一部改正	……………	(建築住宅課)	…	六
公 告				
特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示	……………	(保健衛生課)	…	六
県有財産の売却に係る一般競争入札	……………	(漁 港 漁 場 整 備 課)	…	六
建設業者の許可の取消し	……………	(上 北 地 域 民 局)	…	七

右 同……………(同) ……ハ

正 誤

平成二十二年三月三十一日号外第二十四号規則中……………(財務指導課) ……ハ

告 示

青森県告示第四百二十二号

自然公園法(昭和三十二年法律第六十一号)第九条第一項の規定により津軽国定公園に関する公園事業を決定したので、同条第四項の規定によりその概要を次のとおり公示する。

なお、この公園事業の位置を表示した図面は、青森県環境生活部自然保護課及び中泊町役場に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

津軽国定公園

公園事業の名称	位 置
権現崎線道路(車道)事業	起点 北津軽郡中泊町(大山長根・国定公園境界) 終点 北津軽郡中泊町(下前)

青森県告示第四百十三号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十七年三月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者		名称又は 氏名	名称又は 氏名
居宅サービスの種類		主たる事務所の所在地又は住所	主たる事務所の所在地又は住所
居宅サービス事業を行う所		名称	名称
所在地		所在地	所在地
指定年月日		平成 二七・三・二六	平成 二七・三・二六

青森県告示第百四十四号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次の指定居宅サービス事業者から居宅サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第七十八条第二号の規定により公示する。

平成二十七年三月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者	名称又は 氏名	名称又は 氏名	名称又は 氏名
居宅サービスの種類	主たる事務所の所在地又は住所	主たる事務所の所在地又は住所	主たる事務所の所在地又は住所
居宅サービス事業を行う所	名称	名称	名称
所在地	所在地	所在地	所在地
廃止の届出年月日	平成 二七・一・二六	平成 二七・一・二六	平成 二七・一・二六
廃止年月日	平成 二七・一・二六	平成 二七・一・二六	平成 二七・一・二六

青森県告示第百四十五号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十二条第二項の規定により、次の指定居宅介護支援事業者から居宅介護支援事業を廃止する旨の届出があったので、同法第八十五条第二号の規定により公示する。

平成二十七年三月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅介護支援事業者	名称	名称	名称
居宅介護支援事業を行う所	主たる事務所の所在地	主たる事務所の所在地	主たる事務所の所在地
居宅介護支援事業	名称	名称	名称
所在地	所在地	所在地	所在地
廃止の届出年月日	平成 二七・三・二九	平成 二七・三・二九	平成 二七・三・二九
廃止年月日	平成 二七・三・二九	平成 二七・三・二九	平成 二七・三・二九

青森県告示第百四十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十七年三月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

津軽保健 生活協同 組合	医療法人 龍仁会	津軽保健 生活協同 組合	氏名 又は 名称	指定 介護予 防サー ビス 事業 者	主たる 事務所 の住所 又は 所在地	介護予 防サー ビスの 種類	介護予 防サー ビスの 名称	介護予 防サー ビスの 所在地	届出 年月日	廃止 年月日
弘前市大 字田町 五丁目二 の二	黒石市前 町一五	弘前市大 字田町 五丁目二 の二				介護予 防サー ビス			平成 二七・一 ・二六	平成 二七・一 ・二六
津軽保健 生活協同 組合	医療法人 龍仁会	津軽保健 生活協同 組合	氏名 又は 名称	指定 介護予 防サー ビス 事業 者	主たる 事務所 の住所 又は 所在地	介護予 防サー ビスの 種類	介護予 防サー ビスの 名称	介護予 防サー ビスの 所在地	届出 年月日	廃止 年月日
弘前市大 字野 一丁目一 の七	黒石市前 町一五	黒石市ち とせ 三丁目六				介護予 防サー ビス			平成 二七・一 ・二六	平成 二七・一 ・二六
津軽保健 生活協同 組合	医療法人 龍仁会	津軽保健 生活協同 組合	氏名 又は 名称	指定 介護予 防サー ビス 事業 者	主たる 事務所 の住所 又は 所在地	介護予 防サー ビスの 種類	介護予 防サー ビスの 名称	介護予 防サー ビスの 所在地	届出 年月日	廃止 年月日
弘前市大 字野 一丁目一 の七	黒石市前 町一五	黒石市ち とせ 三丁目六				介護予 防サー ビス			平成 二七・一 ・二六	平成 二七・一 ・二六

青森県知事 三 村 申 吾

平成二十七年三月十一日

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五條の五第二項の規定により、次の指定介護予防サービス事業者から介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第百十五條の十第一号の規定により公示する。

青森県告示第百四十七号

名称 又は 氏名	主たる 事務所 の住所 又は 所在地	介護予 防サー ビスの 種類	介護予 防サー ビスの 名称	介護予 防サー ビスの 所在地	指定 年月日
有限会社 あやとり	弘前市大 字撫牛 三丁目二 〇の一 一〇	介護予 防サー ビス	あやとり サービス センター	弘前市大 字堅田 二丁目四 の一	平成 二七・二 ・二六

名	称	所	在	地	指 月 日 定
---	---	---	---	---	------------------

青森県知事 三 村 申 吾

平成二十七年三月十一日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四條第二項の規定により、自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九條第一号の規定により公示する。

青森県告示第百四十九号

名	称	所	在	地	指 月 日 定
こまつや薬局		下北郡大 間町大 字大間 字大間 平二〇 の一五 七			平成 二六・二 ・二三
ケイ薬局是川店		八戸市是 川四丁 目一の 四			"
こころ薬局		八戸市大 字大久 保字西 ノ平二 五の二 二			"
アイセイ薬局白銀店		八戸市大 字白銀 町字堀 ノ外九 の三			"
アイセイ薬局田面木店		八戸市大 字田面 木字堤 下一五 の一			"

青森県知事 三 村 申 吾

平成二十七年三月十一日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十五條の規定により、次の指定自立支援医療機関（精神通院医療）がその指定を辞退したので、同法第六十九條第三号の規定により公示する。

スーパードラッグアサヒ調剤薬局富田店	弘前市大字富田三丁目六の六	平成 二七・三・一
かぜはれ薬局	青森市浪館前田二丁目四の一五	"
こまつや薬局	下北郡大間町大字大間字大間平二〇の一五七	"
ケイ薬局是川店	八戸市是川四丁目二の四	"
こころ薬局	八戸市大字大久保字西ノ平二五の二二九	"
アイセイ薬局田面木店	八戸市大字田面木字堤下一五の一	"
みさわの森クリニック	上北郡おいらせ町上久保六三の二七〇	"
ハッピー調剤薬局広田店	五所川原市姥范船橋二四二の六	"
クオール薬局津軽川部店	南津軽郡田舎館村大字川部字上西田一三〇の一四	"

青森県告示第百五十号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施した旨の通知があつたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

図面番号	道路の種類	路線名	変更の区間		変更の前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
1	国道	一一号	五所川原市大字福山字実吉七三の二七から 五所川原市大字浅井字色吉一一八の一まで	五所川原市大字広田字榊森一〇の三から 五所川原市大字広田字榊森一〇の二まで	前 後	八・〇〇メートルから 二・二〇メートルまで	四〇四・一〇メートル	
			後 前	八・七〇メートル	後 前	二・五〇メートルから 一七・五〇メートルまで	四〇四・一〇メートル	
			後 前	一七・四〇メートルから 一七・五〇メートルまで	後 前	二〇・〇〇メートル	二〇・〇〇メートル	

平成二十七年三月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 作業種類

基本測量（防災対策地域水準測量）

二 作業期間

平成二十六年七月一日から平成二十七年二月九日まで

三 作業地域

八戸市

青森県告示第百五十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十七年四月十日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第百五十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり

道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十七年四月十日まで青森県県土整備部

8	7	6	5	4	3	2
県道	県道	県道	県道	県道	県道	県道
山田鰺ヶ沢線	稲盛千代町山田線	富范薄市線	越水木造線	川除木造線	孤槌木造線	長平町森田線
つがる市森田町大館鳴海二二三の一からつがる市森田町大館鳴海二六七の一まで	つがる市柏玉水松島一〇〇の一からつがる市柏玉水藤岡二の一まで	北津軽郡中泊町大字田茂木字若宮四二二三から北津軽郡中泊町大字田茂木字若宮一六一八の七まで	つがる市木造中館吉見三八の一からつがる市木造中館田浦五六の一まで	つがる市木造川除栄盛二三三からつがる市木造川除中坪八〇の一まで	つがる市木造大畑宮崎三五の五からつがる市木造大畑座八二一まで	西津軽郡鰺ヶ沢町大字湯舟町字七尾三〇六の一から西津軽郡鰺ヶ沢町大字湯舟町字七尾三〇五の一まで
後	前	後	前	後	前	後
一四・五〇メートルから一六・二〇メートルまで	二八・六〇メートルから二八・八〇メートルまで	一三・三〇メートルから一三・九〇メートルまで	一〇・七〇メートルから一〇・七〇メートルまで	一三・四〇メートルから一三・四〇メートルまで	一一・七〇メートルから一一・七〇メートルまで	一八・二〇メートルから一八・二〇メートルまで
二五三・一〇メートル	二五三・一〇メートル	一八九・六〇メートル	四六九・四〇メートル	二〇六・〇〇メートル	二〇六・〇〇メートル	三五五・九〇メートル

道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始日
-----	---------	-------

国道一〇一号	五所川原市大字広田字榊森一〇の三から五所川原市大字広田字榊森一〇の二まで	平成二十七年三月十一日
県道三沢十和田線	三沢市大字三沢字中平一の一から三沢市大字三沢字山ノ神一の八まで	"
県道長平町森田線	西津軽郡鰺ヶ沢町大字湯舟町字七尾三〇六の一から西津軽郡鰺ヶ沢町大字湯舟町字七尾三〇五の一まで	"
県道孤槌木造線	つがる市木造大畑宮崎三五の五からつがる市木造大畑座八二一まで	"
県道越水木造線	つがる市木造中館吉見三八の一からつがる市木造中館田浦五六の一まで	"

青森県告示第百五十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第七十七条の二十二第四項の規定により、平成二十五年七月十日青森県告示第百七十四号（建築基準法による指定確認検査機関の指定）の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

表中「三戸郡五戸町」を「三戸郡」に改める。

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年三月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 物品等の名称及び数量

抗インフルエンザウイルス薬（ザナミビル水和物ドライパウダーインヘラー）

二万七千七百個

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県健康福祉部保健衛生課

青森市長島一丁目の一

三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

平成二十七年二月二十五日

五 契約の相手方の名称及び住所

グラクソ・スミスクライン株式会社

東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目六の一五

六 契約金額

五千四百八十四万二千四百円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項

第一号

八 契約の相手方を決定した手続

国内で唯一当該物品を販売している者を契約の相手方としたものである。

県有財産の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十七年三月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる土地の売却

所 在 地	地 目	地積(平方メートル)
八戸市大字白銀町字三島下一〇九	宅地	七四九・二七

二 入札に参加する者に必要な資格
 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第一条第二号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者に該当しない者であること。

三 売却する物件を示す場所

一に掲げる土地の所在地

四 売却する物件の地積測量図等の書面及び契約条項を示す場所並びに入札案内書の交付場所

青森市長島一丁目の一

青森県農林水産部水産局漁港漁場整備課

八戸市大字河原木字北沼一の一三一 三八地域農林局みなと分庁舎三階

青森県三八地域農林局地域農林水産部三八地方漁港漁場整備事務所

五 入札及び開札の場所及び日時

1 入札場所

青森市長島一丁目の一

青森県農林水産部水産局漁港漁場整備課

2 入札日時

平成二十七年三月二十三日 午前九時から

平成二十七年三月三十日 午後五時まで(必着)

土曜日、日曜日及び祝日の受付は、行わない。

3 開札場所

青森市長島一丁目の一

青森県庁 西棟七階C会議室

4 開札日時

平成二十七年四月八日 午前十時から

六 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額(入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額)の百分の五以上に相当する金額

七 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

八 代金の納入期限

契約締結の日から三十日以内に全額納入とする。

九 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 物件の引渡しは、現状有姿により行うので、入札参加者は、必ず入札前に現地の確認をすること。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十七年三月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 沢目電気工事有限公司

二 代表者の氏名 沢目 日出紀

三 主たる営業所の所在地 十和田市大字三本木字西金崎四九の一

四 許可番号 青森県知事許可(般 二二)第一〇九六九号

五 取消年月日 平成二十七年二月五日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、とび・土工、鋼構造物、ほ装、水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十七年一月二十二日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十七年三月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 東和建設株式会社
- 二 代表者の氏名 川畑 利光
- 三 主たる営業所の所在地 上北郡六ヶ所村大字尾駁字二又一九
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 二二）第一一七八号

五 取消年月日 平成二十七年二月五日

六 取消しに係る建設業の許可

造園工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十七年二月二日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

正

誤

財務指導課

発行年月日 発行番号	区分 番号	ページ 段 行	誤	正
平成三〇年三月三十一日 号外第一四号	規則 第二九号	二 下 七	児童手当及び子ども手当	児童手当及び子ども手当

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七十七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭